

板橋区職員の懲戒処分の公表について

「板橋区職員の懲戒処分等公表基準」（平成15年7月1日施行）に基づき、地方公務員法上の懲戒処分について、下記のとおり公表する。

記

1 停 職

公務外における道路交通法違反

被処分者	主事 47歳
事案の内容	令和元年10月26日午前0時39分頃、道路標識によりその最高速度が60キロメートル毎時と指定されている東京都目黒区中目黒2丁目8番首都高速中央環状線内回り11.23キロポスト付近道路において、その最高速度を80キロメートル毎時を超える140キロメートル毎時の速度で普通乗用自動車を運転して進行し、令和2年1月31日に起訴された。 令和2年10月16日、東京高等裁判所において、道路交通法違反により罰金10万円の判決を受け、令和2年10月31日に刑が確定した。
処分の内容	停職 2月間
発令年月日	令和2年11月12日
根拠規定	地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号